

第49回監査部会において出された意見概要

2021年3月22日

金 融 庁

第49回監査部会において出された意見概要(品質管理基準関連)①

分類	監査部会におけるコメント
品質管理全般	<p>A 監査事務所における能動的な品質管理</p> <ul style="list-style-type: none">○ 社会全体が大きく動いている今、監査事務所の規模や業務内容に応じたテーラーメイド型の品質管理システムを求めるISQM1の導入により、監査事務所がプロアクティブに前向きな品質管理を行うというメッセージを出すことが重要。○ ISQM1で求められている評価作業をこなすのが目的ではなく、より実質的なリスクに対応するよう、品質改善のサイクルを能動的に回していくことが重要。○ コロナウイルス感染症の影響も含めて、事業環境や会計上の見積りに関わる不確実性が高まっている中、監査人は、PDCAサイクルを介して、的確なリスクの評価、リスクに見合った実効性のある品質管理体制を構築して、継続的に施策を講じることが重要。○ レビューや検査で指摘されないことが目的となるのではなく、職業的懐疑心が発揮され、実態に即して十分な監査手続がなされることが重要。 <p>B 上場会社を監査する監査事務所の品質管理</p> <ul style="list-style-type: none">○ 財務諸表利用者として、上場会社の監査を担当する監査事務所は、今後も基準に準拠した一定レベルの品質管理を整備・運用してもらいたく、事務所の規模を勘案しながら、実効性が十分担保されるように検討すべき。 <p>C 品質管理基準、ISQMに係る議論の進め方</p> <ul style="list-style-type: none">○ 実際に監査をしている人達の足元から、品質管理向上のための議論が湧き上がってくるような議論になれば非常にいい。○ 現場の監査人が、監査事務所の内部管理に忙殺されて、会計監査の現場が混乱することのないよう、慎重な議論と対応が必要。 <p>D 日本におけるISQMの取り込み方</p> <ul style="list-style-type: none">○ 国際基準によらない部分でも、日本独自に基準として織り込まなければいけないこともあるのではないかと。

第49回監査部会において出された意見概要(品質管理基準関連)②

分類	監査部会におけるコメント
ISQMの適用時期	<ul style="list-style-type: none"> ○ ISQM1、2の適用は、要求事項の遵守のため、導入準備に相当程度の時間を要することが想定。他方、大手監査法人は、海外のネットワーク・ファームの動きに合わせ、ISQM1、2の適用時期(2022年12月～)と合わせて導入することが想定。
中小規模監査事務所に対する適用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小規模監査事務所のリソースに限界がある中で、実効性を担保する議論が必要。 ○ 中小規模監査事務所への適用の実効性確保のために、実務上の課題を検討するアウトリーチを実施してはどうか。 ○ 中小規模監査事務所としてのリスクがある中で、負担が過剰にならないようにするために、効率的に品質管理を確保していくことを検討する必要。
マネジメントの関与 (関連するISQM1の構成要素「ガバナンス及びリーダーシップ」)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の監査手続の実施方法や、監査調書の在り方のような技術的な対応はある程度効果があるが、一定以上の改善が難しく、このような場合はマネジメントの観点から対応することが重要。
監査実施者の品質へのコミットメント (関連するISQM1の構成要素「ガバナンス及びリーダーシップ」、「リソース」)	<ul style="list-style-type: none"> ○ グローバル企業や新興のIT企業のようにリスクの高い企業を担当するパートナーに関しては、利益責任を外すということも必要ではないか。

第49回監査部会において出された意見概要(品質管理基準関連)③

分類	監査部会におけるコメント
監査事務所間の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 品質管理基準に規定されている監査事務所間の引継ぎについては、曖昧な表現を具体的にすべき。
監査報酬 (関連するISQM1の構成要素「契約の新規の締結及び更新」)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低限のコストが賄えているか検証するため、公認会計士・監査審査会や日本公認会計士協会において、企業規模と監査費用の関係や、国際的な比較を行う必要。 ○ 監査人がその監査をするのに十分な報酬を得ることができているのか。本来、社会インフラとして極めて重要な財務諸表監査が、市場原理に任される形で監査報酬が決定されてはいないか。
教育・研修 (関連するISQM1の構成要素「リソース」)	<p>A 若年層の公認会計士の知識、スキルの蓄積</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若い公認会計士が、十分なスキルを得ていない段階で、民間企業等に移っていくという現象が顕著。若い公認会計士が、監査の現場で十分なスキルを積み、監査品質を獲得できるインフラを作れるように、基準の面でも配慮が必要。 <p>B デジタル、ITへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル化が進む中、ITなどの知識も必要。人材確保や、理系の人間を監査業務になじませていくといった課題もある。 ○ デジタル・トランスフォーメーション、DX Auditの推進は、マストな状況。スタッフのデジタル・トランスフォーメーションに関する知識や、情報武装といったことも含めて、現場の議論につながる議論をしていきたい。
監査チーム内のコミュニケーション (関連するISQM1の構成要素「業務の実施」)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の監査の現場は、監査に十分な時間が取れない中、マニュアルワークが非常に多く、労働集約的。上司のレビューや監査における意思疎通が監査調書をとおして行われているため、監査調書による業務のレビュー、監督が非常に心配。

第49回監査部会において出された意見概要(品質管理基準関連)④

分類	監査部会におけるコメント
<p>監査品質に関する情報開示、監査事務所に係る情報へのアクセス</p> <p>〔関連するISQM1の構成要素「情報とコミュニケーション」〕</p>	<p>A. 監査品質に関する情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 透明性報告書について、監査事務所がその内容を財務諸表利用者に説明する機会があることは大いに歓迎されるし、少なくとも被監査会社の監査役には説明していると認識しているが、監査品質に関する情報開示のプロセスの実効性を高めることも重要。 ○ 監査事務所間で、品質管理体制に差異があることは明白。資本市場は、上場企業を監査する監査事務所は相応の水準の品質管理体制を有していると受け止めているが、その実態について検証したいと思う資本市場関係者は少なくない。 ○ 監査事務所における会計監査の品質向上に向けた取組み等については、監査事務所の規模にかかわらず、一定の開示を求める制度を検討する必要。 <p>B. 監査事務所の情報に対するアクセス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有価証券報告書等の開示書類から監査事務所のガバナンス情報へ簡単にアクセスすることができる環境の整備が有益ではないか。
<p>品質マネジメントシステムの評価</p> <p>〔関連するISQM1構成要素「モニタリング及び改善プロセス」〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ISQM1では、不備が識別されることは品質マネジメントシステムの重要な側面だが、過度にネガティブに受け取られると品質マネジメントシステムの趣旨が骨抜きになってしまうため、長期的な改善のために、積極的に不備を識別してもらいたい。
<p>審査に関する規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査の対象となる業務の範囲の見直しを行うか、検討が必要。 ○ 品質管理基準とは別に、ISQM2に対応する審査の基準を設定するか、検討が必要。

第49回監査部会において出された意見概要(今後検討を必要とする事項)①

分類	監査部会におけるコメント
監査法人のガバナンス・コード	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「品質マネジメント」という考え方は、「監査法人のガバナンス・コード」と通ずるところがある。 ○ 監督・評価機関の守備範囲について、上場会社と同様、監査法人の経営者に対する監督として、監査品質の維持・向上の視点も考慮した人事及び報酬に関する提言の権限などを検討してはどうか。 ○ AQI等の進展に伴い、必要に応じ、プリンシプル・ベースの監査法人のガバナンス・コードの変更も検討してはどうか。
監査事務所の強制ローテーション	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外の強制ローテーションの効果なども検証しながら、本格的に検討してみてもどうか。
KAM	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査事務所によるKAMの記載の差は、監査事務所の組織的な品質管理の差を見分ける手がかりになるのではないか。 ○ KAMの認知度を上げるために、例えばKAMの表彰制度や、記述情報に関する好事例集等のような制度を作り、あるべきKAMの姿を示すことも必要。
公認会計士・監査審査会検査、品質管理レビュー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監査役等が監査人を選任するにあたり、公認会計士・監査審査会や日本公認会計士協会によるチェックに頼る部分が多いが、十分なチェックができる人材(特に公認会計士)が必要。

第49回監査部会において出された意見概要(今後検討を必要とする事項)②

分類	監査部会におけるコメント
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 監査対象の企業が複雑化して理解しにくいものになっているが、監査人がそれを理解するための時間が不足している。時価総額が100億円を切る上場会社が、1,000数百社ある状態を維持しつつ、それを支えるリソースが10年もつのか非常に心配。○ 日本では「監査」が軽んじられているのではないか。これは、監査人のみならず、監査役等、内部監査部門の問題でもある。○ 会計監査にあたっては、企業の経営者、監査役等、内部監査部門との協力関係が不可欠である。○ コーポレートガバナンス・コードの議論になるが、監査人を選任する監査役等、企業不祥事を最初に発見する可能性がある内部監査部門の独立性確保も同時に重要な課題である。○ 経営者が平等に意見を取り入れることが必要。たとえ新人の公認会計士であっても、経営者が直接対話し、データや意見を共有する土台を作らなければならない。○ 監査に関する国際的な基準の公開草案が公表された際には、概要でも良いので日本語訳の公表をお願いしたい。国際的な監査に関する基準改訂にも、広く利害関係者が関心を持って、開発の段階より、様々な立場から意見発信することも重要。○ 公認会計士試験合格後も資格を取らず会計事務所に就職しない者や、資格取得後に会費を払わずCPE受講ができないといったケースがあるが、専門知識のアップデートができず、特に倫理研修が不十分になる者が出ることを懸念。

今後の議論の進め方について(案)

□ 今後の監査部会では、品質管理基準等の改訂に向け、ISQM1の構成要素等を中心に議論を進めていくこととしてはどうか。

国際基準

主な論点

総論

- 全体の考え方

ISQM1

- 監査事務所のリスク評価プロセス
- ガバナンス及びリーダーシップ
- 職業倫理・独立性
- 契約の新規の締結及び更新
- 業務の実施
- リソース
- 情報とコミュニケーション
- モニタリング及び改善プロセス

構成要素

ISQM2

- 審査担当者の適格性
- 審査の実施・文書化

ISA220

- 監査チームの定義
- 業務執行責任者の責任